

会計事務査察結果報告書

(庁名)大阪高等裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
1. 10. 15	京都家庭裁判所	会計課専門官	竹本昌記	1人
1. 10. 28	奈良地方・家庭裁判所	会計課企画官	松田昌允	1人
1. 12. 5	京都地方裁判所	会計課課長補佐	加藤章子	1人
1. 12. 11	和歌山地方・家庭裁判所	会計課課長補佐	本多輝芳	1人
1. 12. 23	大阪家庭裁判所	会計課専門官	竹本昌記	1人

2 査察結果

(1) 京都家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

特になし

(2) 奈良地方・家庭裁判所

ア 総評

イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

別紙1のとおり

(3) 京都地方裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

特になし

(4) 和歌山地方・家庭裁判所

ア 総評

概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

特になし

(5) 大阪家庭裁判所

ア 総評

イ記載の事項を除き、概ね適正に事務がなされている。

イ 指摘事項

別紙2のとおり

(別紙1)

監査(査察)結果表

監査(査察)庁	大阪高等裁判所
被監査(査察)庁	奈良地方・家庭裁判所

①監査(査察)庁が記載

②被監査(査察)庁が記載

③監査(査察)庁が記載

検出No.	監査(査察)実施日	会計事務名	関係法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	1. 10. 28	契約		検査職員が休暇を取得中であったにも関わらず、利用事件一覧表の完成通知日に検査職員確認印が押印されていた。	□監査 ■査察	■正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	完成通知日の前日に検査が行われ、庶務担当者に対する完成通知の送付を指示したが、勤務時間終了後であり、翌日に完成通知が送付された。また、完成通知日は、検査職員が休暇を取得したため、確認印の押印は、完成通知日の翌日以降となつた。その結果、一見すると検査職員が休暇を取得した日に検査及び確認がなされた体裁となつた。	本件検査職員に対し、検査職員に求められる業務及び責任を具体的に認識させた。また、検査後速やかに完成通知を行い、検査職員確認印の押印まで同日となるよう事務を改善するとともに、検査職員が不在となる場合に備えて第2順位者を指定することとした。さらに、異動期には会計課から、現検査職員に対して、検査職員に求められる業務及び責任を、後任へ適切に引継ぐことを依頼し、後任の検査監督職員に対しては、その責務等について説明を行うこととした。	R1.10	■完了	
2	1. 10. 28	押収物等		████████が、用度係で管理する金庫に手提金庫などで区別されずそのまま収納されており、████以外の職員が████を使用できる状況となっていた。	□監査 ■査察	■正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	保管物亡失等に対する危機意識が希薄であった。	████████を保管する手提金庫を購入することとし、日中は、████████を████████する。帰庁時には、████████が████████を保管する。	R2.1	■完了	
3					□監査 □査察	□正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
4					□監査 □査察	□正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
5					□監査 □査察	□正確性・合規性 □経済性・効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		

* ██████████ 監査(査察)庁が記載
 ██████████ 被監査(査察)庁が記載
 * 別紙引用はしないこと

(別紙2)

監査(査察)結果表

監査(査察)庁	大阪高等裁判所
被監査(査察)庁	大阪家庭裁判所

①監査(査察)庁が記載

②被監査(査察)庁が記載

③監査(査察)庁が記載

検出 No.	監査(査察) 実施日	全計 事務名	関係 法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	1. 12. 23	予納郵便切手交換	H28. 3. 28付け 総三第74号「予 納郵便切手の交 換に関する事務 の取扱いについ て」	予納郵便切手の交換に関し、交換指定職員における交換が適切に行われているかどうかについて検査を行う職員の指定が、記録上明らかとなっていなかったもの。	□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	交換指定職員に関しては、他の業務の検査・監督における補助者と同様に、府単位で任命していたが、検査を行う職員を指定していなかったもの(実質的には然るべき検査を行なえる立場にある職員が検査を行っていた。)。	予納郵便切手の交換指定職員及び検査職員については、補助者任命とは切り離し、各府毎に、指定職員と検査職員を一括して任命することとする。	令和2年 2月6日	■完了	
2					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
3					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
4					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
5					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		

* 監査(査察)庁が記載
 被監査(査察)庁が記載
 * 別紙引用はしないこと

会計事務査察結果報告書

(府名)大阪地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1・11・21	大阪地裁堺支部	事務局長	竹口智之	3人
R1・11・14	大阪地裁岸和田支部	事務局長	竹口智之	3人
R1・10・18	大阪簡易裁判所	事務局長	竹口智之	3人
R2・1・30	大阪池田簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R2・1・29	豊中簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・10・31	吹田簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R2・1・8	茨木簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・12・9	東大阪簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R2・1・21	枚方簡易裁判所	事務局次長	荒木健二	1人
R1・10・3	富田林簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R1・10・1	羽曳野簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人
R1・11・1	佐野簡易裁判所	事務局次長	望月玲子	1人

2 査察結果

(1) 大阪地裁堺支部

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(2) 大阪地裁岸和田支部

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項
特になし

(3) 大阪簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項
特になし

(4) 大阪池田簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項
特になし

(5) 豊中簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項
特になし

(6) 吹田簡易裁判所

- ア 総評

複数によるチェック態勢が確立された適正な事務処理が行われている。

- イ 指摘事項
特になし

(7) 茨木簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項
特になし

(8) 東大阪簡易裁判所

- ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

- イ 指摘事項
特になし

(9) 枚方簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(10) 富田林簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(11) 羽曳野簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

(12) 佐野簡易裁判所

ア 総評

適正な事務処理態勢のもと、おおむね適正に事務処理が行われていた。

イ 指摘事項

特になし

会計事務査察結果報告書

(庁名)京都地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被監査庁	査察事務代理者		補助者 員数
		官職	氏名	
元. 10. 11	京都地裁舞鶴支部	経理課長	多田達也	0人
元. 10. 10	京都地裁園部支部	経理課課長補佐	藤江隆雄	0人
元. 10. 7	京都地裁宮津支部	出納課長	二木進	0人
元. 10. 4	京都地裁福知山支部	出納課課長補佐	平井崇文	0人
元. 10. 9	伏見簡易裁判所	出納課課長補佐	平井崇文	0人
元. 10. 16	右京簡易裁判所	経理課長	多田達也	0人
元. 10. 15	向日町簡易裁判所	出納課長	二木進	0人
元. 10. 21	木津簡易裁判所	出納課課長補佐	平井崇文	0人
元. 10. 17	宇治簡易裁判所	経理課長	多田達也	0人
元. 10. 23	亀岡簡易裁判所	経理課課長補佐	藤江隆雄	0人
元. 10. 8	京丹後簡易裁判所	経理課長	多田達也	0人
元. 11. 27	京都簡易裁判所	出納課課長補佐	平井崇文	1人

2 査察結果

(1) 京都地方裁判所舞鶴支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(2) 京都地方裁判所園部支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(3) 京都地方裁判所宮津支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(4) 京都地方裁判所福知山支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(5) 伏見簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(6) 右京簡易裁判所

ア 総評

指示事項を除き、概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項

別紙監査（査察）結果表のとおり

(7) 向日町簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(8) 木津簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(9) 宇治簡易裁判所

ア 総評

指示事項を除き、概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項

別紙監査（査察）結果表のとおり

(10) 亀岡簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし



(11) 京丹後簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし

(12) 京都簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項

特になし



(別紙)

監査(査察)結果表

監査(査察)庁	京都地方裁判所
被監査(査察)庁	右京簡易裁判所

検出 No.	監査(査察) 実施日	会計 事務名	関係 法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	10月16日	郵便切手の管理 に関する事項	平成28年3月28 日付け最高裁終 三第74号「予納 郵券切手の交換 に関する事務の 取扱いについて (通達)」	予納郵便切手交換等が適正に保存に付されてい ない。	□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	■指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	庶務課長が一人で処理しており、牽制態勢が整備されておらず、前例踏襲となっており根拠等に基づいた事務の確認作業を怠った。	根拠等を確認しながら処理し、庶務課長以外の職員も関与させるなどの牽制態勢をとることとした。	10月16日	■完了	
2					□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	■指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
3					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
4					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		
5					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項			□完了		

* 監査(査察)庁が記載
 * 被監査(査察)庁が記載
 * 別紙引用はしないこと

(別紙)

監査(査察)結果表

監査(査察)庁	京都地方裁判所
被監査(査察)庁	宇治簡易裁判所

①監査(査察)庁が記載

②被監査(査察)庁が記載

③監査(査察)庁が記載

検出No.	監査(査察)実施日	全計事務名	関係法令等	検出事項	指摘の分類	不備の観点	監査(査察)結果	是正措置			フォローアップ	
								発生原因	対応策	対応期日	是正結果	残余課題
1	10月17日	郵便切手の管理に関する事項	平成28年3月28日付け最高裁総三第74号「予納郵券切手の交換に関する事務の取扱いについて(通達)」	予納郵便切手交換簿の残額欄記載の額と郵券の現物が合致しておらず、残額欄の記載漏れもあつた。	□監査 ■査察	■正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	■指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項	庶務課長が一人で処理しており、牽制態勢が整備されていなかったことが主な原因である。	牽制態勢を構築すると同時に、記載方法については民事訟廷から送付されている記載例を確認しながら処理する。	10月17日	■完了	
2					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	
3					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	
4					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	
5					□監査 □査察	□正確性・ 合規性 □経済性・ 効率性 □有効性	□指示事項 □注意事項 □改善事項 □検討事項				□完了	

※ 監査(査察)庁が記載
 被監査(査察)庁が記載
 ※ 別紙引用はしないこと

会計事務査察結果報告書

(府名) 神戸地方裁判所

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1. 11. 15	神戸地裁伊丹支部	事務局出納課長	川野 弘	0人
R1. 10. 23	神戸地裁尼崎支部	事務局次長	藤井 誠	1人
R1. 12. 12	神戸地裁明石支部	事務局次長	藤井 誠	1人
R1. 11. 6	神戸地裁柏原支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 11. 11	神戸地裁姫路支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 11. 28	神戸地裁社支部	事務局次長	藤井 誠	1人
R1. 12. 10	神戸地裁龍野支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 10. 16	神戸地裁豊岡支部	事務局出納課長	川野 弘	0人
R1. 9. 19	神戸地裁洲本支部	事務局次長	梶 嘉恵	1人
R1. 10. 7	西宮簡易裁判所	事務局經理課 専門官	茅野朱実	0人
R1. 10. 1	篠山簡易裁判所	事務局經理課長	千葉 功	0人
R1. 12. 6	加古川簡易裁判所	事務局出納課 課長補佐	野寺洋子	1人
R1. 10. 15	浜坂簡易裁判所	事務局出納課長	川野 弘	0人
R1. 12. 23	神戸簡易裁判所	事務局經理課長	千葉 功	3人

2 監査結果

(1) 神戸地裁伊丹支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(2) 神戸地裁尼崎支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(3) 神戸地裁明石支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(4) 神戸地裁柏原支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(5) 神戸地裁姫路支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(6) 神戸地裁社支部

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(7) 神戸地裁龍野支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(8) 神戸地裁豊岡支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(9) 神戸地裁洲本支部

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(10) 西宮簡易裁判所

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(11) 篠山簡易裁判所

ア 総評

全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(12) 加古川簡易裁判所

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(13) 浜坂簡易裁判所

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

(14) 神戸簡易裁判所

ア 総評
全般的に適正に事務処理が行われている。

イ 指摘事項
なし

会計事務検察結果報告書

(庁名)奈良地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 検 察 庁	検察事務代理者		補助者員数
		官 職	氏 名	
R1・12・3	奈良地裁葛城支部 奈良家裁葛城支部 葛城簡裁	地裁事務局 会計課課長補佐	郡 伸一	0人
R1・12・24	奈良地裁五條支部 奈良家裁五條支部 五條簡裁	地裁事務局 会計課長	中井 隆子	0人
R1・12・6	奈良簡裁	家裁事務局次長	児島 知世	1人
R1・11・8	宇陀簡裁	地裁事務局次長	佐藤 広希	1人
R1・11・21	吉野簡裁 奈良家裁吉野出張所	家裁事務局次長	児島 知世	1人

2 検察結果

(1) 奈良地裁葛城支部、奈良家裁葛城支部及び葛城簡裁

ア 総評

録音反訳業務請負契約及び官報公告等掲載契約にかかる検査職員及び監督職員に対して、契約内容の理解度など実質的な検査、監督が実施されているかを確認したところ、適正に処理がされており、特に問題となる事項はなかった。その他の検察事項においても、事務局と裁判部とが連携の上、適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

(2) 奈良地裁五條支部、奈良家裁五條支部及び五條簡裁

ア 総評

録音反訳業務請負契約及び官報公告等掲載契約にかかる検査職員及び監督職員に対して、契約内容の理解度など実質的な検査、監督が実施されているかを確認したところ、適正に処理がされており、特に問題となる事項はなかった。その他の検察事項においても、事務局と裁判部とが連携の上、適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

(3) 奈良簡裁

ア 総評

官報公告等掲載契約にかかる検査職員及び調停委員等の勤務時間担当者に対して、事務の流れ等について、ヒアリングを実施したところ、理解が十分にされており、事務処理についてのけん制態勢も保たれ、適正に処理がされていた。その他、特に問題となる事項はなく、全般的に適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

(4) 宇陀簡裁

ア 総評

日常の事務処理状況、事務処理態勢、情報共有等について、全員にヒアリングを実施したところ、常に情報共有され、相談できる態勢を整えており、適正に処理がなされていた。その他、特に問題となる事項はなく、全般的に適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

(5) 吉野簡裁及び奈良家裁吉野出張所

ア 総評

日常の事務処理状況、事務処理態勢、情報共有等について、全員にヒアリングを実施したところ、常に情報共有され、相談できる態勢を整えており、適正に処理がなされていた。その他、特に問題となる事項はなく、全般的に適切に処理がされていた。

イ 指示事項等

該当事項なし

会計事務査察結果報告書

(庁名)大津地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者員数
		官 職	氏 名	
1・10・25	大津地裁彦根支部 大津家裁彦根支部 彦根簡易裁判所	会計課課長補佐	宮 本 誠 一	4人
1・11・6	大津地裁長浜支部 大津家裁長浜支部 長浜簡易裁判所	会計課長	半 野 勇 樹	2人
1・12・3	大津簡易裁判所	会計課課長補佐	宮 本 誠 一	2人
1・10・11	大津家裁高島出張所 高島簡易裁判所	家裁事務局次長	福 島 広 之	0人
1・10・16	甲賀簡易裁判所	地裁事務局長	西 川 浩 二	0人
1・11・11	東近江簡易裁判所	地裁事務局次長	小 西 圭	0人

2 査察結果

(1) 大津地裁彦根支部、大津家裁彦根支部、彦根簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(2) 大津地裁長浜支部、大津家裁長浜支部、長浜簡易裁判所

ア 総評

歳入歳出外現金出納官吏の本官及び代理の休暇簿を照合した結果、代理が1日の休暇取得時に本官が終業前1時間の休暇を取得していた日が1日確認された。

本官及び代理が共に不在となり、現金を受け入れることができない状況にあった。
今後は本官と代理官の休暇取得の牽制体制を図ること。

イ 指摘事項

特になし。

(3) 大津簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(4) 大津家裁高島出張所、高島簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(5) 甲賀簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

(6) 東近江簡易裁判所

ア 総評

特になし。

イ 指摘事項

特になし。

【機密性 2】

会計事務査察結果報告書

和歌山地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1. 9. 10	湯浅簡易裁判所	会計課長	松 永 雅 典	0人
R1. 10. 1	串本簡易裁判所	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	0人
R1. 10. 2	和歌山地裁新宮支部 和歌山家裁新宮支部	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	1人
R1. 10. 23	妙寺簡易裁判所	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	0人
R1. 10. 23	橋本簡易裁判所	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	0人
R1. 11. 14	和歌山地裁御坊支部 和歌山家裁御坊支部	会計課課長補佐	宇 谷 達 成	1人
R1. 12. 10	和歌山地裁田辺支部 和歌山家裁田辺支部	会計課長	松 永 雅 典	1人

2 査察結果

(1) 湯浅簡裁

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項

特記事項なし

(2) 串本簡裁

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項

特記事項なし

(3) 和歌山地裁新宮支部

和歌山家裁新宮支部

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項

特記事項なし

(4) 妙寺簡裁

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指摘事項
特記事項なし

(5) 橋本簡裁

ア 総評
適正に処理されている。

イ 指摘事項
特記事項なし

(6) 和歌山地裁御坊支部

和歌山家裁御坊支部

ア 総評
適正に処理されている。

イ 指摘事項
特記事項なし

(7) 和歌山地裁田辺支部

和歌山家裁田辺支部

ア 総評
適正に処理されている。

イ 指摘事項
特記事項なし

【機密性2】

(別紙様式)

会計事務査察結果報告書

(庁名) 大阪家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査察事務代理者		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1.10.9	大阪家裁堺支部	事務局次長	川瀬 久雄	2人
R1.10.25	大阪家裁岸和田支部	事務局次長	安達 正広	1人

2 査察結果

(1) 大阪家裁堺支部

ア 総評

全般にわたり、適正に処理されていた。

イ 指示事項等

特になし

(2) 大阪家裁岸和田支部

ア 総評

全般にわたり、適正に処理されていた。

イ 指示事項等

特になし

【機密性 2】

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(府名) 京都家庭裁判所
(査察事務担当者 官職・氏名) 事務局長 永井英雄

1 実施時期等

実施年月日	被 査 察 庁	査察事務担当者等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
R1.10.4	京都家裁福知山支部	会計課課長補佐	銢立 純也	0
R1.10.7	京都家裁宮津支部	会計課長	北田 宗人	0
R1.10.10	京都家裁園部支部	会計課課長補佐	銢立 純也	0
R1.10.11	京都家裁舞鶴支部	会計課課長補佐	銢立 純也	0

2 査察結果

(1) 京都家裁福知山支部

ア 総評
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項
なし

(2) 京都家裁宮津支部

ア 総評
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項
なし

(3) 京都家裁園部支部

ア 総評
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項
なし

(4) 京都家裁舞鶴支部

ア 総評
概ね適正な会計事務が行われていた。

イ 指摘事項
なし

会計事務査察結果報告書

(府名)神戸家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被査察庁	査察事務担当者等		補助者員数
		官職	氏名	
R01.10.18	神戸家裁伊丹支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.12.09	神戸家裁尼崎支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.11.25	神戸家裁明石支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.10.02	神戸家裁柏原支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.09.25	神戸家裁姫路支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.10.24	神戸家裁社支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.11.12	神戸家裁龍野支部	事務局次長	三好敏夫	1人
R01.11.01	神戸家裁豊岡支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.11.08	神戸家裁洲本支部	事務局長	秋田正之	1人
R01.10.31	神戸家裁浜坂出張所	事務局長	秋田正之	1人

2 査察結果

(1) 神戸家裁伊丹支部

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指示事項

特になし

(2) 神戸家裁尼崎支部

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指示事項

特になし

(3) 神戸家裁明石支部

ア 総評

適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(4) 神戸家裁柏原支部

ア 総評
適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(5) 神戸家裁姫路支部

ア 総評
適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(6) 神戸家裁社支部

ア 総評
適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(7) 神戸家裁龍野支部

ア 総評
適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(8) 神戸家裁豊岡支部

ア 総評
適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(9) 神戸家裁洲本支部

ア 総評
適正に処理されている。
イ 指示事項
特になし

(10) 神戸家裁浜坂出張所

ア 総評

適正に処理されている。

イ 指示事項

特になし